

介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和6年6月以降版)

いわき市

1	A2	介護予防訪問介護相当サービスコード表	1
2	A2	共生型介護予防訪問介護相当サービス(ア)＜70/100＞サービスコード表	2
3	A2	共生型介護予防訪問介護相当サービス(イ)＜93/100＞サービスコード表	3
4	A2	共生型介護予防訪問介護相当サービス(ウ)＜100/100＞サービスコード表	4
5	A2	共生型介護予防訪問介護相当サービス(エ)＜93/100＞サービスコード表	5
6	A3	生活援助サービスコード表	6
7	A6	介護予防通所介護相当サービスコード表	7
8	A6	共生型介護予防通所介護相当サービス＜90/100＞サービスコード表	8
9	A7	通所型短期集中予防サービスコード表	9
10	AF	介護予防ケアマネジメント費サービスコード表	10

A2 介護予防訪問介護相当サービスコード表

・介護予防訪問介護相当サービス指定事業所が介護予防訪問介護相当サービスを行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス11	訪問型サービス11	1週に1回程度の場合	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割			39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12	訪問型サービス12	1週に2回程度の場合	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13	訪問型サービス13	1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	訪問型サービス21	標準的な内容の訪問型サービスである場合 ※主に身体介護を含む場合	287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス22	訪問型サービス22	生活援助が中心である場合 (20分以上45分未満)	179	
A2	2621	訪問型独自サービス23	訪問型サービス23	生活援助が中心である場合 (45分以上)	220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	訪問型短時間サービス	標準的な内容の訪問型サービスである場合 ※主に身体介護を行う場合	163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	訪問型サービス11	1週に1回程度の場合	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	訪問型サービス12	1週に2回程度の場合	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	訪問型サービス13	1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	訪問型サービス21	標準的な内容の訪問型サービスである場合	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22	訪問型サービス22	生活援助が中心である場合(20分以上45分未満)	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	訪問型サービス23	生活援助が中心である場合(45分以上)	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	訪問型短時間サービス	標準的な内容の訪問型サービスである場合 ※主に身体介護を行う場合	-2	
A2	8001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			
A2	8003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			
A2	8002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算				
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算			
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算				
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算			
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算				
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	口腔連携強化加算 ※1月に1回を限度		50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

※介護職員等処遇改善加算Ⅴ1から14については、令和7年3月31日まで適用する。

A2 共生型介護予防訪問介護相当サービス(ア)＜70/100＞サービスコード表

・指定居宅介護事業所において、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が共生型介護予防訪問介護相当サービスを行う場合

サービスコード	サービス内容略称		算定項目	合成単位数	算定単位
	種類	項目			
A2	1121	訪問型独自サービス11/2	訪問型サービス11	1週に1回程度の場合	823 1月につき
A2	2121	訪問型独自サービス11/2日割			27 1日につき
A2	1221	訪問型独自サービス12/2	訪問型サービス12	1週に2回程度の場合	1,644 1月につき
A2	2221	訪問型独自サービス12/2日割			54 1日につき
A2	1331	訪問型独自サービス13/2	訪問型サービス13	1週に2回を超える程度の場合	2,609 1月につき
A2	2331	訪問型独自サービス13/2日割			86 1日につき
A2	2421	訪問型独自サービス21/2	訪問型サービス21	標準的な内容の訪問型サービスである場合 ※主に身体介護を含む場合	201
A2	2521	訪問型独自サービス22/2	訪問型サービス22	生活援助が中心である場合 (20分以上45分未満)	125
A2	2631	訪問型独自サービス23/2	訪問型サービス23	生活援助が中心である場合 (45分以上)	154
A2	1421	訪問型独自短時間サービス/2	訪問型短時間サービス	標準的な内容の訪問型サービスである場合 ※主に身体介護を行う場合	114
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11/2	訪問型サービス11	1週に1回程度の場合	8単位減算 -8 1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			1単位減算 -1 1日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12/2	訪問型サービス12	1週に2回程度の場合	16単位減算 -16 1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			1単位減算 -1 1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13/2	訪問型サービス13	1週に2回を超える程度の場合	26単位減算 -26 1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			1単位減算 -1 1日につき
A2	C226	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21/2	訪問型サービス21	標準的な内容の訪問型サービスである場合	2単位減算 -2
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22/2	訪問型サービス22	生活援助が中心である場合(20分以上45分未満)	1単位減算 -1
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	訪問型サービス23	生活援助が中心である場合(45分以上)	2単位減算 -2 1回につき
A2	C229	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間/2	訪問型短時間サービス	標準的な内容の訪問型サービスである場合 ※主に身体介護を行う場合	1単位減算 -1
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算			所定単位数の 15%加算 1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15%加算 1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算 1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算 1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算 1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算 1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			所定単位数の 5%加算 1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算 1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算 1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200単位加算 200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算 100 1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算 200
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	口腔連携強化加算 ※1月に1回を限度		50単位加算 50 1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 245/1000 加算
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 224/1000 加算
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 182/1000 加算
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 145/1000 加算
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 221/1000 加算
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 208/1000 加算
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 200/1000 加算
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 187/1000 加算
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 184/1000 加算
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6	介護職員等処遇改善加算	(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 163/1000 加算
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 163/1000 加算
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 158/1000 加算
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 142/1000 加算
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 139/1000 加算
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 121/1000 加算
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 118/1000 加算
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 100/1000 加算
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 76/1000 加算

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

※介護職員等処遇改善加算Ⅴ1からⅤ14については、令和7年3月31日まで適用する。

A2 共生型介護予防訪問介護相当サービス(イ)＜93/100＞サービスコード表

・指定居宅介護事業所において、重度訪問介護従業者養成研修修了者が共生型介護予防訪問介護相当サービスを行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位				
種類	項目									
A2	1131	訪問型独自サービス11/3	訪問型サービス11	1週に1回程度の場合	1,094	1月につき				
A2	2131	訪問型独自サービス11/3日割								
A2	1231	訪問型独自サービス12/3								
A2	2231	訪問型独自サービス12/3日割	訪問型サービス12	1週に2回程度の場合	2,185	1月につき				
A2	1341	訪問型独自サービス13/3								
A2	2341	訪問型独自サービス13/3日割	訪問型サービス13	1週に2回を超える程度の場合	3,466	1月につき				
A2	2431	訪問型独自サービス21/3								
A2	2531	訪問型独自サービス22/3								
A2	2641	訪問型独自サービス23/3	訪問型サービス23	生活援助が中心である場合(20分以上45分未満)	205	1回につき				
A2	1431	訪問型独自短時間サービス/3	訪問型短時間サービス	生活援助が中心である場合(45分以上)						
A2	C231	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11/3	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	訪問型サービス11	標準的な内容の訪問型サービスである場合 ※主に身体介護を含む場合	訪問型サービス21・22・23・短時間サービスの合計単位数が、下記の上限単位数を超えた場合には、上限単位数となる訪問型サービス11・12・13により算定する				
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割					1週に1回程度の場合	11単位減算	-11	1月につき
A2	C232	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12/3					1週に2回程度の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割						22単位減算	-22	1月につき
A2	C234	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13/3					1週に2回を超える程度の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割						35単位減算	-35	1月につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21						1単位減算	-1	1日につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22					訪問型サービス21	標準的な内容の訪問型サービスである場合	3単位減算	-3
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23					訪問型サービス22	生活援助が中心である場合(20分以上45分未満)	2単位減算	-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間					訪問型サービス23	生活援助が中心である場合(45分以上)	2単位減算	-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間					訪問型短時間サービス	事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※主に身体介護を行う場合で1月につき2回まで	2単位減算	-2
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2					事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算	1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3					同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算			所定単位数の 15%加算	1月につき				
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1日につき				
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算	1回につき				
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算	1月につき				
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1日につき				
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算	1回につき				
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			所定単位数の 5%加算	1月につき				
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1日につき				
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算	1回につき				
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200				
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100				
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200				
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	口腔連携強化加算 ※1月に1回を限度		50単位加算	50				
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算					
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算					
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算					
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算					
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 221/1000 加算				
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 208/1000 加算				
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 200/1000 加算				
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 187/1000 加算				
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 184/1000 加算				
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 163/1000 加算				
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 163/1000 加算				
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 158/1000 加算				
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 142/1000 加算				
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 139/1000 加算				
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 121/1000 加算					
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 118/1000 加算					
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 100/1000 加算					
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 76/1000 加算					

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

※介護職員等処遇改善加算Ⅴ1からⅤ14については、令和7年3月31日まで適用する。

A2 共生型介護予防訪問介護相当サービス(ウ) <100/100> サービスコード表

・指定居宅介護事業所において、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等及び重度訪問介護従業者養成研修修了者以外の者が共生型介護予防訪問介護相当サービスを行う場合

サービスコード	サービス内容略称		算定項目		合成単位数	算定単位				
	種類	項目								
A2 1141	訪問型独自サービス11/4	訪問型サービス11	1週に1回程度の場合		1,176	1月につき				
A2 2141	訪問型独自サービス11/4日割				39	1日につき				
A2 1241	訪問型独自サービス12/4	訪問型サービス12	1週に2回程度の場合		2,349	1月につき				
A2 2241	訪問型独自サービス12/4日割				77	1日につき				
A2 1351	訪問型独自サービス13/4	訪問型サービス13	1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき				
A2 2351	訪問型独自サービス13/4日割				123	1日につき				
A2 2441	訪問型独自サービス21/4	訪問型サービス21	標準的な内容の訪問型サービスである場合 ※主に身体介護を含む場合		287	1回につき				
A2 2541	訪問型独自サービス22/4	訪問型サービス22	生活援助が中心である場合 (20分以上45分未満)	訪問型サービス21・22・23・短時間サービスの 合計単位数が、下記の上限単位数を超えた場合には、 上限単位数となる訪問型サービス11・12・13により算 定する	179					
A2 2651	訪問型独自サービス23/4	訪問型サービス23	生活援助が中心である場合 (45分以上)	※上限単位数 1週に1回程度 → 1,176単位 1週に2回程度 → 2,349単位 1週に2回を超える程度 → 3,727単位	220					
A2 1441	訪問型独自短時間サービス/4	訪問型短時間サービス	事業対象者・要支援1・2 (20分未満) ※主に身体介護を行う場合		163					
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	訪問型サービス11	1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき			
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				1単位減算	-1	1日につき			
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12				訪問型サービス12	1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割							1単位減算	-1	1日につき
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13				訪問型サービス13	1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割							1単位減算	-1	1日につき
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21				訪問型サービス21	標準的な内容の訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22				訪問型サービス22	生活援助が中心である場合(20分以上45分未 満)		2単位減算	-2	
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				訪問型サービス23	生活援助が中心である場合(45分以上)		2単位減算	-2	1回につき
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間				訪問型短時間サービス	事業対象者・要支援1・2 (20分未満) ※主に身体介護を行う場合で1月につき2 回まで		2単位減算	-2	
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10%減算					
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15%減算		1月につき			
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12%減算					
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算				所定単位数の 15%加算		1月につき			
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1日につき			
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15%加算		1回につき			
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算				所定単位数の 10%加算		1月につき			
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1日につき			
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%加算		1回につき			
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算				所定単位数の 5%加算		1月につき			
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算		1日につき			
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5%加算		1回につき			
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算			200単位加算	200				
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき			
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200				
A2 6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	口腔連携強化加算 ※1月に1回を限度			50単位加算	50	1回につき			
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の 245/1000加算					
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の 224/1000加算					
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数の 182/1000加算					
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)			所定単位数の 145/1000加算					
A2 6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)		(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 221/1000加算					
A2 6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 208/1000加算					
A2 6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 200/1000加算					
A2 6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 187/1000加算					
A2 6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 184/1000加算					
A2 6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 163/1000加算		1月につき			
A2 6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 163/1000加算					
A2 6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 158/1000加算					
A2 6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 142/1000加算					
A2 6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 139/1000加算					
A2 6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 121/1000加算					
A2 6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 118/1000加算					
A2 6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 100/1000加算					
A2 6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 76/1000加算					

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

※介護職員等処遇改善加算Ⅴ1からⅤ14については、令和7年3月31日まで適用する。

A2 共生型介護予防訪問介護相当サービス(エ)＜93/100＞サービスコード表
 ・指定重度訪問介護事業所が共生型介護予防訪問介護相当サービスを行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1151	訪問型独自サービス11/5	訪問型サービス11	1週に1回程度の場合	1,094	1月につき		
A2	2151	訪問型独自サービス11/5日割			36	1日につき		
A2	1251	訪問型独自サービス12/5	訪問型サービス12	1週に2回程度の場合	2,185	1月につき		
A2	2251	訪問型独自サービス12/5日割			72	1日につき		
A2	1361	訪問型独自サービス13/5	訪問型サービス13	1週に2回を超える程度の場合	3,466	1月につき		
A2	2361	訪問型独自サービス13/5日割			114	1日につき		
A2	2451	訪問型独自サービス21/5	訪問型サービス21	標準的な内容の訪問型サービスである場合 ※主に身体介護を含む場合	267	1回につき		
A2	2551	訪問型独自サービス22/5	訪問型サービス22	生活援助が中心である場合 (20分以上45分未満)	166			
A2	2661	訪問型独自サービス23/5	訪問型サービス23	生活援助が中心である場合 (45分以上)	205			
A2	1451	訪問型独自短時間サービス/5	訪問型短時間サービス	標準的な内容の訪問型サービスである場合 ※主に身体介護を行う場合	152			
A2	C231	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11/3	訪問型サービス11	1週に1回程度の場合	11単位減算	-11	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		1単位減算	-1	1日につき		
A2	C232	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12/3		訪問型サービス12	1週に2回程度の場合	22単位減算	-22	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		1単位減算	-1	1日につき		
A2	C234	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13/3		訪問型サービス13	1週に2回を超える程度の場合	35単位減算	-35	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		訪問型サービス21	標準的な内容の訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		訪問型サービス22	生活援助が中心である場合(20分以上45分未満)	2単位減算	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		訪問型サービス23	生活援助が中心である場合(45分以上)	2単位減算	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		訪問型短時間サービス	標準的な内容の訪問型サービスである場合 ※主に身体介護を行う場合で1月につき2回まで	2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算				所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	口腔連携強化加算 ※1月に1回を限度		50単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 158/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 142/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 139/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 121/1000 加算			
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 118/1000 加算			
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 76/1000 加算			

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

※介護職員等処遇改善加算Ⅴ1からⅤ14については、令和7年3月31日まで適用する。

A3 生活援助サービスコード表

サービスコード		サービス内容種別	算定項目	算定単位数	算定単位						
種類	項目										
A3	1111	生活援助サービス費1	指定事業所が行う場合	181単位	1個につき						
A3	1115	生活援助サービス費1・2割				2割負担者用	181				
A3	1113	生活援助サービス費1・3割				3割負担者用	181				
A3	1117	生活援助サービス費1・減免				災害等により10割公費費用	181				
A3	1211	生活援助サービス費1・同1					163				
A3	1215	生活援助サービス費1・同1・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2割負担者用	163			
A3	1213	生活援助サービス費1・同1・3割					3割負担者用	163			
A3	1217	生活援助サービス費1・同1・減免					災害等により10割公費費用	163			
A3	2211	生活援助サービス費1・同2					154				
A3	2215	生活援助サービス費1・同2・2割				事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	2割負担者用	154			
A3	2213	生活援助サービス費1・同2・3割					3割負担者用	154			
A3	2217	生活援助サービス費1・同2・減免					災害等により10割公費費用	154			
A3	3211	生活援助サービス費1・同3					159				
A3	3215	生活援助サービス費1・同3・2割				同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	2割負担者用	159			
A3	3213	生活援助サービス費1・同3・3割					3割負担者用	159			
A3	3217	生活援助サービス費1・同3・減免					災害等により10割公費費用	159			
A3	1121	生活援助サービス費独1				独自事業所が行う場合	160単位	1個につき			
A3	1125	生活援助サービス費独1・2割								160	
A3	1123	生活援助サービス費独1・3割								3割負担者用	160
A3	1127	生活援助サービス費独1・減免								災害等により10割公費費用	160
A3	1221	生活援助サービス費独1・同1		144							
A3	1225	生活援助サービス費独1・同1・2割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2割負担者用	144						
A3	1223	生活援助サービス費独1・同1・3割		3割負担者用	144						
A3	1227	生活援助サービス費独1・同1・減免		災害等により10割公費費用	144						
A3	2221	生活援助サービス費独1・同2		136							
A3	2225	生活援助サービス費独1・同2・2割	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	2割負担者用	136						
A3	2223	生活援助サービス費独1・同2・3割		3割負担者用	136						
A3	2227	生活援助サービス費独1・同2・減免		災害等により10割公費費用	136						
A3	3221	生活援助サービス費独1・同3		141							
A3	3225	生活援助サービス費独1・同3・2割	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	2割負担者用	141						
A3	3223	生活援助サービス費独1・同3・3割		3割負担者用	141						
A3	3227	生活援助サービス費独1・同3・減免		災害等により10割公費費用	141						
A3	1112	生活援助サービス費2	指定事業所が行う場合	222単位	1個につき						
A3	1116	生活援助サービス費2・2割					222				
A3	1114	生活援助サービス費2・3割					3割負担者用	222			
A3	1118	生活援助サービス費2・減免					災害等により10割公費費用	222			
A3	1212	生活援助サービス費2・同1					200				
A3	1216	生活援助サービス費2・同1・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2割負担者用	200			
A3	1214	生活援助サービス費2・同1・3割					3割負担者用	200			
A3	1218	生活援助サービス費2・同1・減免					災害等により10割公費費用	200			
A3	2212	生活援助サービス費2・同2					189				
A3	2216	生活援助サービス費2・同2・2割				事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	2割負担者用	189			
A3	2214	生活援助サービス費2・同2・3割					3割負担者用	189			
A3	2218	生活援助サービス費2・同2・減免					災害等により10割公費費用	189			
A3	3212	生活援助サービス費2・同3					195				
A3	3216	生活援助サービス費2・同3・2割				同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	2割負担者用	195			
A3	3214	生活援助サービス費2・同3・3割					3割負担者用	195			
A3	3218	生活援助サービス費2・同3・減免					災害等により10割公費費用	195			
A3	1122	生活援助サービス費独2	独自事業所が行う場合	197単位	1個につき						
A3	1126	生活援助サービス費独2・2割					197				
A3	1124	生活援助サービス費独2・3割					3割負担者用	197			
A3	1128	生活援助サービス費独2・減免					災害等により10割公費費用	197			
A3	1222	生活援助サービス費独2・同1					177				
A3	1226	生活援助サービス費独2・同1・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2割負担者用	177			
A3	1224	生活援助サービス費独2・同1・3割					3割負担者用	177			
A3	1228	生活援助サービス費独2・同1・減免					災害等により10割公費費用	177			
A3	2222	生活援助サービス費独2・同2					167				
A3	2226	生活援助サービス費独2・同2・2割				事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	2割負担者用	167			
A3	2224	生活援助サービス費独2・同2・3割					3割負担者用	167			
A3	2228	生活援助サービス費独2・同2・減免					災害等により10割公費費用	167			
A3	3222	生活援助サービス費独2・同3					173				
A3	3226	生活援助サービス費独2・同3・2割				同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	2割負担者用	173			
A3	3224	生活援助サービス費独2・同3・3割					3割負担者用	173			
A3	3228	生活援助サービス費独2・同3・減免					災害等により10割公費費用	173			
A3	1901	緊急時対応報酬	163単位		1個につき						
A3	1905	緊急時対応報酬・2割				訪問時、緊急時の対応に必要な利用者に対して、サービスを提供する代わりに算定する。	2割負担者用	163			
A3	1906	緊急時対応報酬・3割					3割負担者用	163			
A3	1907	緊急時対応報酬・減免					災害等により10割公費費用	163			
A3	8101	高齢者虐待防止未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合		1個につき						
A3	8103	高齢者虐待防止未実施減算・2割				2割負担者用	-2				
A3	8105	高齢者虐待防止未実施減算・3割				3割負担者用	-2				
A3	8107	高齢者虐待防止未実施減算・減免		災害等により10割公費費用	-2						
A3	8201	業務継続計画未策定減算	業務継続計画を策定していない場合 ※		1個につき						
A3	8203	業務継続計画未策定減算・2割				2割負担者用	-2				
A3	8205	業務継続計画未策定減算・3割				3割負担者用	-2				
A3	8207	業務継続計画未策定減算・減免		災害等により10割公費費用	-2						
A3	1401	生活援助サービス初回加算	初回加算	200単位加算	1月につき						
A3	1405	生活援助サービス初回加算・2割				2割負担者用	200				
A3	1406	生活援助サービス初回加算・3割				3割負担者用	200				
A3	1407	生活援助サービス初回加算・減免				災害等により10割公費費用	200				
A3	1801	生活援助サービス特別地域加算	特別地域加算	30単位加算	1個につき						
A3	1805	生活援助サービス特別地域加算・2割				2割負担者用	30				
A3	1806	生活援助サービス特別地域加算・3割				3割負担者用	30				
A3	1807	生活援助サービス特別地域加算・減免		災害等により10割公費費用	30						
A3	1810	生活援助サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	20単位加算	1個につき						
A3	1850	生活援助サービス小規模事業所加算・2割				2割負担者用	20				
A3	1814	生活援助サービス小規模事業所加算・3割				3割負担者用	20				
A3	1818	生活援助サービス小規模事業所加算・減免				災害等により10割公費費用	20				
A3	1811	生活援助サービス中山間地域加算	市長が定める地域に居住する者へのサービス提供加算	20単位加算	1個につき						
A3	1815	生活援助サービス中山間地域加算・2割				2割負担者用	20				
A3	1816	生活援助サービス中山間地域加算・3割				3割負担者用	20				
A3	1817	生活援助サービス中山間地域加算・減免				災害等により10割公費費用	20				

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

A6 介護予防通所介護相当サービスコード表
 ・介護予防通所介護相当サービス指定事業所が介護予防通所介護相当サービスを行う場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
A6 1111	通所型独自サービス11	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1,798単位	1,798 1月につき
A6 1112	通所型独自サービス11日割		59単位	59 1日につき
A6 1121	通所型独自サービス12	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	3,621単位	3,621 1月につき
A6 1122	通所型独自サービス12日割		119単位	119 1日につき
A6 1113	通所型独自サービス21	要支援1、又は、事業対象者に週1回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	436 1回につき
A6 1123	通所型独自サービス22	要支援2、又は、事業対象者に週2回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	447単位	447 1回につき
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	通所型サービス11	376単位減算	-376 1月につき
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	通所型サービス12	752単位減算 -752 1月につき
A6 6207	通所型独自サービス同一建物減算3		通所型サービス 21・22	94単位減算 -94 1回につき
A6 5912	通所型独自サービス送迎減算	利用者の居宅と事業所との間の送迎を行わない場合	47単位減算	-47 片道につき
A6 C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	通所型サービス11	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	18単位減算 -18 1月につき
A6 C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		1単位減算	-1 1日につき
A6 C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12	通所型サービス12	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	36単位減算 -36 1月につき
A6 C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		1単位減算	-1 1日につき
A6 C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	通所型サービス21	要支援1、又は、事業対象者に週1回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	4単位減算 -4 1回につき
A6 C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22	通所型サービス22	要支援2、又は、事業対象者に週2回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	4単位減算 -4 1回につき
A6 D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	通所型サービス11	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合	18単位減算 -18 1月につき
A6 D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割		1単位減算	-1 1日につき
A6 D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12	通所型サービス12	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合	36単位減算 -36 1月につき
A6 D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		1単位減算	-1 1日につき
A6 D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	通所型サービス21	要支援1、又は、事業対象者に週1回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	4単位減算 -4 1回につき
A6 D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22	通所型サービス22	要支援2、又は、事業対象者に週2回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	4単位減算 -4 1回につき
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1日につき
A6 8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算	1回につき
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	生活上グループ活動加算	100単位加算	100
A6 6310	通所型独自サービス一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算	480単位加算	480
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算	50単位加算	50
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算	200単位加算	200
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算Ⅰ	150単位加算	150
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ	口腔機能向上加算Ⅱ	160単位加算	160
A6 6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算 88 1月につき
A6 6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2		事業対象者・要支援2	176単位加算 176
A6 6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算 72
A6 6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2		事業対象者・要支援2	144単位加算 144
A6 6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算 24
A6 6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2		事業対象者・要支援2	48単位加算 48
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ1	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20 1回につき
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5 1回につき
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算	40単位加算	40 1月につき
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000加算	
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の90/1000加算	
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000加算	
A6 5380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の64/1000加算	
A6 6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	〔一〕介護職員等処遇改善加算(V)(1)	所定単位数の81/1000加算
A6 6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		〔二〕介護職員等処遇改善加算(V)(2)	所定単位数の76/1000加算
A6 6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		〔三〕介護職員等処遇改善加算(V)(3)	所定単位数の79/1000加算
A6 6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		〔四〕介護職員等処遇改善加算(V)(4)	所定単位数の74/1000加算
A6 6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		〔五〕介護職員等処遇改善加算(V)(5)	所定単位数の65/1000加算
A6 6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		〔六〕介護職員等処遇改善加算(V)(6)	所定単位数の63/1000加算
A6 6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		〔七〕介護職員等処遇改善加算(V)(7)	所定単位数の56/1000加算
A6 6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		〔八〕介護職員等処遇改善加算(V)(8)	所定単位数の69/1000加算
A6 6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		〔九〕介護職員等処遇改善加算(V)(9)	所定単位数の54/1000加算
A6 6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		〔十〕介護職員等処遇改善加算(V)(10)	所定単位数の45/1000加算
A6 6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		〔十一〕介護職員等処遇改善加算(V)(11)	所定単位数の53/1000加算
A6 6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		〔十二〕介護職員等処遇改善加算(V)(12)	所定単位数の43/1000加算
A6 6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		〔十三〕介護職員等処遇改善加算(V)(13)	所定単位数の44/1000加算
A6 6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14		〔十四〕介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位数の33/1000加算

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
A6 8001	通所型独自サービス11・定超	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1,798単位	1,259 1月につき
A6 8002	通所型独自サービス11日割・定超		59単位	41 1日につき
A6 8011	通所型独自サービス12・定超	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	3,621単位	2,535 1月につき
A6 8012	通所型独自サービス12日割・定超		119単位	83 1日につき
A6 8003	通所型独自サービス21・定超	要支援1、又は、事業対象者に週1回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	305 1回につき
A6 8013	通所型独自サービス22・定超	要支援2、又は、事業対象者に週2回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	447単位	313 1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
A6 9001	通所型独自サービス11・欠	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1,798単位	1,259 1月につき
A6 9002	通所型独自サービス11日割・欠		59単位	41 1日につき
A6 9011	通所型独自サービス12・欠	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	3,621単位	2,535 1月につき
A6 9012	通所型独自サービス12日割・欠		119単位	83 1日につき
A6 9003	通所型独自サービス21・欠	要支援1、又は、事業対象者に週1回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	305 1回につき
A6 9013	通所型独自サービス22・欠	要支援2、又は、事業対象者に週2回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	447単位	313 1回につき

※感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日まで当該減算を適用しない。

※介護職員等処遇改善加算Ⅴ1からⅤ14については、令和7年3月31日まで適用する。

A6 共生型介護予防通所介護相当サービス<90/100>サービスコード表
 ・指定生活介護事業所が介護予防通所介護相当サービスを行う場合
 ・指定自立支援訓練事業所が介護予防通所介護相当サービスを行う場合
 ・指定児童発達支援事業所が介護予防通所介護相当サービスを行う場合
 ・指定放課後等デイサービス事業所が介護予防通所介護相当サービスを行う場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容	算定項目	算定単位数	合算単位数	算定単位数
A6 1211	通所型	通所型サービス11/2	通所型サービス11	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1,618単位	1,618	1月につき
A6 1212	通所型	通所型サービス11/2日割	通所型サービス11	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	53単位	53	1日につき
A6 1221	通所型	通所型サービス12/2	通所型サービス12	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	3,259単位	3,259	1月につき
A6 1222	通所型	通所型サービス12/2日割	通所型サービス12	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	107単位	107	1日につき
A6 1213	通所型	通所型サービス21/2	通所型サービス21	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月のうちで全部で4回まで	392単位	392	1回につき
A6 1223	通所型	通所型サービス22/2	通所型サービス22	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月のうちで全部で8回まで	402単位	402	1回につき
A6 6105	通所型	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者によるサービスを行う場合	通所型サービス11	376単位減算	-376	1月につき
A6 6108	通所型	通所型サービス同一建物減算2	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者によるサービスを行う場合	通所型サービス12	752単位減算	-752	1月につき
A6 6207	通所型	通所型サービス同一建物減算3	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者によるサービスを行う場合	通所型サービス21+22	84単位減算	-84	1回につき
A6 5612	通所型	通所型サービス巡回減算	利用者の自宅と事業所との間の巡回を行わない場合		47単位減算	-47	1回につき
A6 C221	通所型	通所型高齢者虐待防止未実施減算11/2	通所型サービス11	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	16単位減算	-16	1月につき
A6 C222	通所型	通所型高齢者虐待防止未実施減算11/2日割	通所型サービス11	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1単位減算	-1	1日につき
A6 C223	通所型	通所型高齢者虐待防止未実施減算12/2	通所型サービス12	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	33単位減算	-33	1月につき
A6 C224	通所型	通所型高齢者虐待防止未実施減算12/2日割	通所型サービス12	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	1単位減算	-1	1日につき
A6 C225	通所型	通所型高齢者虐待防止未実施減算21/2	通所型サービス21	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月のうちで全部で4回まで	4単位減算	-4	1回につき
A6 C226	通所型	通所型高齢者虐待防止未実施減算22/2	通所型サービス22	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月のうちで全部で8回まで	4単位減算	-4	1回につき
A6 D221	通所型	通所型独自業務継続計画未策定減算11/2	通所型サービス11	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	16単位減算	-16	1月につき
A6 D222	通所型	通所型独自業務継続計画未策定減算11/2日割	通所型サービス11	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1単位減算	-1	1日につき
A6 D223	通所型	通所型独自業務継続計画未策定減算12/2	通所型サービス12	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	33単位減算	-33	1月につき
A6 D224	通所型	通所型独自業務継続計画未策定減算12/2日割	通所型サービス12	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	1単位減算	-1	1日につき
A6 D225	通所型	通所型独自業務継続計画未策定減算21/2	通所型サービス21	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月のうちで全部で4回まで	4単位減算	-4	1回につき
A6 D226	通所型	通所型独自業務継続計画未策定減算22/2	通所型サービス22	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月のうちで全部で8回まで	4単位減算	-4	1回につき
A6 8110	通所型	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき
A6 8111	通所型	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1日につき
A6 8112	通所型	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1回につき
A6 6109	通所型	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6 5010	通所型	通所型独自生活上グループ活動加算	生活上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6 6310	通所型	通所型独自サービス一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算		480単位加算	480	
A6 6116	通所型	通所型独自サービス未業アセスメント加算	未業アセスメント加算		50単位加算	50	
A6 5003	通所型	通所型独自サービス未業改善加算	未業改善加算		200単位加算	200	
A6 5004	通所型	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算Ⅰ	150単位加算	150	
A6 5011	通所型	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ	口腔機能向上加算Ⅱ	口腔機能向上加算Ⅱ	160単位加算	160	
A6 6300	通所型	通所型独自サービス事業所評価加算Ⅱ	指定生活介護事業所	共生型サービス提供体制加算Ⅰ	事業対象者・要支援1	54単位加算	54
A6 6301	通所型	通所型独自サービス事業所評価加算Ⅲ	指定生活介護事業所	共生型サービス提供体制加算Ⅱ	事業対象者・要支援2	109単位加算	109
A6 6302	通所型	通所型独自サービス事業所評価加算Ⅳ	指定自立支援訓練事業所	共生型サービス提供体制加算Ⅲ	事業対象者・要支援1	90単位加算	90
A6 6303	通所型	通所型独自サービス事業所評価加算Ⅴ	指定自立支援訓練事業所	共生型サービス提供体制加算Ⅳ	事業対象者・要支援2	181単位加算	181
A6 6011	通所型	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算Ⅰ	事業対象者・要支援1	88単位加算	88
A6 6012	通所型	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算Ⅱ	事業対象者・要支援2	176単位加算	176
A6 6107	通所型	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ	サービス提供体制強化加算	(2) サービス提供体制強化加算Ⅲ	事業対象者・要支援1	72単位加算	72
A6 6108	通所型	通所型独自サービス提供体制加算Ⅳ	サービス提供体制強化加算	(2) サービス提供体制強化加算Ⅳ	事業対象者・要支援2	144単位加算	144
A6 6103	通所型	通所型独自サービス提供体制加算Ⅴ	サービス提供体制強化加算	(3) サービス提供体制強化加算Ⅴ	事業対象者・要支援1	24単位加算	24
A6 6104	通所型	通所型独自サービス提供体制加算Ⅵ	サービス提供体制強化加算	(3) サービス提供体制強化加算Ⅵ	事業対象者・要支援2	48単位加算	48
A6 4001	通所型	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ(3月1回を限度)	100単位加算	100	
A6 4002	通所型	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	生活機能向上連携加算	(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位加算	200	
A6 6200	通所型	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(6月に1回を限度)	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき
A6 6201	通所型	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(6月に1回を限度)	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(6月に1回を限度)	5単位加算	5	1回につき
A6 6311	通所型	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき
A6 6100	通所型	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	(1)介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の92/1000加算		1月につき
A6 6110	通所型	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の90/1000加算		1月につき
A6 6111	通所型	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の80/1000加算		1月につき
A6 6300	通所型	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	介護職員等処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の64/1000加算		1月につき
A6 6301	通所型	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	介護職員等処遇改善加算Ⅴ	(5)介護職員等処遇改善加算Ⅴ	所定単位数の81/1000加算		1月につき
A6 6302	通所型	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅵ	介護職員等処遇改善加算Ⅵ	(6)介護職員等処遇改善加算Ⅵ	所定単位数の76/1000加算		1月につき
A6 6303	通所型	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅶ	介護職員等処遇改善加算Ⅶ	(7)介護職員等処遇改善加算Ⅶ	所定単位数の79/1000加算		1月につき
A6 6304	通所型	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅷ	介護職員等処遇改善加算Ⅷ	(8)介護職員等処遇改善加算Ⅷ	所定単位数の74/1000加算		1月につき
A6 6305	通所型	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅸ	介護職員等処遇改善加算Ⅸ	(9)介護職員等処遇改善加算Ⅸ	所定単位数の65/1000加算		1月につき
A6 6306	通所型	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅹ	介護職員等処遇改善加算Ⅹ	(10)介護職員等処遇改善加算Ⅹ	所定単位数の63/1000加算		1月につき
A6 6307	通所型	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅺ	介護職員等処遇改善加算Ⅺ	(11)介護職員等処遇改善加算Ⅺ	所定単位数の56/1000加算		1月につき
A6 6308	通所型	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅻ	介護職員等処遇改善加算Ⅻ	(12)介護職員等処遇改善加算Ⅻ	所定単位数の69/1000加算		1月につき
A6 6309	通所型	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅼ	介護職員等処遇改善加算Ⅼ	(14)介護職員等処遇改善加算Ⅼ	所定単位数の54/1000加算		1月につき
A6 6310	通所型	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅽ	介護職員等処遇改善加算Ⅽ	(15)介護職員等処遇改善加算Ⅽ	所定単位数の45/1000加算		1月につき
A6 6311	通所型	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅾ	介護職員等処遇改善加算Ⅾ	(16)介護職員等処遇改善加算Ⅾ	所定単位数の53/1000加算		1月につき
A6 6312	通所型	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅿ	介護職員等処遇改善加算Ⅿ	(17)介護職員等処遇改善加算Ⅿ	所定単位数の43/1000加算		1月につき
A6 6313	通所型	通所型独自サービス処遇改善加算ⅰ	介護職員等処遇改善加算ⅰ	(18)介護職員等処遇改善加算ⅰ	所定単位数の44/1000加算		1月につき
A6 6314	通所型	通所型独自サービス処遇改善加算ⅱ	介護職員等処遇改善加算ⅱ	(19)介護職員等処遇改善加算ⅱ	所定単位数の33/1000加算		1月につき

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容	算定項目	算定単位数	合算単位数	算定単位数
A6 8004	通所型	通所型サービス11/2・定超	通所型サービス11	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1,618単位	1,133	1月につき
A6 8005	通所型	通所型サービス11/2日割・定超	通所型サービス11	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	53単位	37	1日につき
A6 8014	通所型	通所型サービス12/2・定超	通所型サービス12	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	3,259単位	2,281	1月につき
A6 8015	通所型	通所型サービス12/2日割・定超	通所型サービス12	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	107単位	75	1日につき
A6 8008	通所型	通所型サービス21/2・定超	通所型サービス21	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月のうちで全部で4回まで	392単位	274	1回につき
A6 8016	通所型	通所型サービス22/2・定超	通所型サービス22	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月のうちで全部で8回まで	402単位	281	1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容	算定項目	算定単位数	合算単位数	算定単位数
A6 9004	通所型	通所型サービス11/2・欠	通所型サービス11	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1,618単位	1,133	1月につき
A6 9005	通所型	通所型サービス11/2日割・欠	通所型サービス11	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	53単位	37	1日につき
A6 9014	通所型	通所型サービス12/2・欠	通所型サービス12	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	3,259単位	2,281	1月につき
A6 9015	通所型	通所型サービス12/2日割・欠	通所型サービス12	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	107単位	75	1日につき
A6 9008	通所型	通所型サービス21/2・欠	通所型サービス21	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月のうちで全部で4回まで	392単位	274	1回につき
A6 9016	通所型	通所型サービス22/2・欠	通所型サービス22	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月のうちで全部で8回まで	402単位	281	1回につき

※感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日まで当該減算を適用しない。

※介護職員等処遇改善加算Ⅰからⅱについては、令和7年3月31日まで適用する。

A7 通所型短期集中予防サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A7	1001	短期集中予防サービス	通所型短期集中予防サービス (送迎を行わなかった場合もしくは事業所と同一敷地内に所在する建物に居住する者に対して、短期集中予防サービスを行う場合) 386単位		1回につき	
A7	1002	短期集中予防サービス・2割		2割負担利用者用		386
A7	1003	短期集中予防サービス・3割		3割負担利用者用		386
A7	1005	短期集中予防サービス・減免		災害等により10割公費用		386
A7	8101	高齢者虐待防止未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 4単位減算		1回につき	
A7	8102	高齢者虐待防止未実施減算・2割		2割負担利用者用		-4
A7	8103	高齢者虐待防止未実施減算・3割		3割負担利用者用		-4
A7	8105	高齢者虐待防止未実施減算・減免		災害等により10割公費用		-4
A7	8201	業務継続計画未策定減算	業務継続計画を策定していない場合※ 4単位減算		1回につき	
A7	8202	業務継続計画未策定減算・2割		2割負担利用者用		-4
A7	8203	業務継続計画未策定減算・3割		3割負担利用者用		-4
A7	8205	業務継続計画未策定減算・減免		災害等により10割公費用		-4
A7	1301	短期集中予防サービス中山間地域等提供加算	市長が定める地域に居住する者へのサービス提供に際して送迎を行う場合 20単位		1日につき	
A7	1302	短期集中予防サービス中山間地域等提供加算・2割		2割負担利用者用		20
A7	1303	短期集中予防サービス中山間地域等提供加算・3割		3割負担利用者用		20
A7	1305	短期集中予防サービス中山間地域等提供加算・減免		災害等により10割公費用		20
A7	1401	短期集中予防サービス送迎加算	事業所が送迎を行う場合 25単位		片道につき	
A7	1402	短期集中予防サービス送迎加算・2割		2割負担利用者用		25
A7	1403	短期集中予防サービス送迎加算・3割		3割負担利用者用		25
A7	1405	短期集中予防サービス送迎加算・減免		事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※主に身体介護を行う場合 で1月につき22回まで		25

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A7	1801	短期集中予防サービス定超	通所型短期集中予防サービス 386単位 定員超過の場合 ×70%		1回につき	
A7	1802	短期集中予防サービス定超・2割		2割負担者用		270
A7	1803	短期集中予防サービス定超・3割		3割負担者用		270
A7	1805	短期集中予防サービス定超・減免		災害等により10割公費用		270

規定された職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A7	1901	短期集中予防サービス人欠	通所型短期集中予防サービス 386単位 人員欠如の場合 ×70%		1回につき	
A7	1902	短期集中予防サービス人欠・2割		2割負担者用		270
A7	1903	短期集中予防サービス人欠・3割		3割負担者用		270
A7	1905	短期集中予防サービス人欠・減免		災害等により10割公費用		270

※感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日まで当該減算を適用しない。

AF 介護予防ケアマネジメント費サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント費	442単位	442	1月につき
AF	2113	介護予防ケアマネジメント虚		高齢者虐待防止措置未実施減算	438単位	
AF	4001	介護予防ケア初回加算	初回加算	300単位加算	300	
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	委託連携加算	300単位加算	300	